

# 個人情報保護規程

特定非営利活動法人日本クリニクラウン協会

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第15号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、協会における個人情報の取り扱いに関し、必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な保護を図ることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定に個人を識別する事ができるものをいう。

2 この規定において「情報主体」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

### (責務)

**第3条** 協会は、個人情報保護法等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

### (個人情報保護管理者)

**第4条** 協会は、この規定の目的を達成するため、「個人情報保護管理者」（以下「保護管理者」という。）を定め、協会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 「保護管理者」は、事務局長とする。

## 第2章 個人情報の収集、利用及び提供

### (収集の制限)

**第5条** 個人情報の収集は、協会の事業運営に必要な範囲内で、収集目的を明確に定め、当該目的に必要な限度において行わなければならない。

2 個人情報の収集は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。

3 個人情報の収集は、情報主体から適正かつ公平な手段によって行わなければならない。

### (利用及び提供の制限)

**第6条** 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は協会外へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 法令の規定に基づく場合
  - 二 情報主体の同意がある場合
  - 三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- 2 保護管理者は、前項ただし書きの規定により個人情報を協会外へ提供する場合は、当該個人情報の提供を受ける者に対し、その使用目的若しくは使用方法に必要な制限を付し、又は協会の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

### 第3章 個人情報の管理等

#### (適正管理)

- 第7条** 保護管理者は、個人情報の安全管理及び信頼性を確保するため、所管情報の漏洩、改ざん、紛失及び毀損の防止に関し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 保護管理者は、所管情報をその目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 保護管理者は、保有する必要がなくなった所管情報を確實かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 4 所管情報を廃棄又は消去する場合は、当該情報を再生する事ができない状態で廃棄又は消去しなければならない。

#### (情報ネットワークにおける個人情報の保護・管理)

- 第8条** 保護管理者は、協会の情報ネットワークに対する不正なアクセスおよび電子情報の漏洩を防止するための適切な処置を講じなければならない。

#### (外部委託)

- 第9条** 保護管理者は、会員名簿の作成等個人情報の処理を伴う業務の全部又は一部を外部の業者等に委託しようとする場合は、個人情報の適正な取り扱いについて、受託者が守るべき義務を当該契約において明らかにしなければならない。
- 2 前項の契約書において、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者に対しては、当該業務に関して知りえた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記しなければならない。

### 第4章 個人情報の開示及び訂正

#### (個人情報の開示)

- 第10条** 情報主体は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を所管する保護管理者あてに開示の請求をすることができる。
- 2 前項に規定する請求（以下「開示請求」という。）をするときは、情報主体本人であることを明らかにしなければならない。
- 3 保護管理者は、前項に規定する開示請求を受けたときは、開示請求者が当該情報主体の本人であることを確認の上開示しなければならない。

#### (訂正の請求)

- 第11条** 情報主体は、自己の個人情報に誤りがあると認められる場合は、当該個人情報を所管する保護管理者に対し、訂正の請求をすることができる。
- 2 前項の請求の方法については、第10条第2項の規定を準用する。
- 3 保護管理者は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を当該情報主体に通知しなければならない。

### 第5章 組織及び体制

#### (苦情対応)

- 第12条** 協会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、事務局長とするものとする。
- 3 事務局長は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらか

じめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

**(従業者の義務)**

- 第 13 条** 協会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を保護管理者に報告するものとする。
  - 3 保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

**第 6 章 雜 則**

**(規程の改廃)**

- 第 14 条** この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

**附 則**

この規程は、平成 30 年 5 月 12 日から施行する。